

令和8年6月16日

各有料老人ホーム設置者様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

有料老人ホーム経営状況等報告書の提出について(依頼)

高齢福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、有料老人ホームの設置者は、老人福祉法（以下「法」という。）第29条第11項に基づき、有料老人ホーム情報として同法施行規則別表に定める事項を1年に1回以上、都道府県知事等に報告することとされております。

つきましては、本年7月1日現在の情報を、次の方法により本市へ提出いただきますようお願いいたします。

なお、報告いただきました情報は、法第29条第12項の規定により市ホームページおよび生活関連情報システム（情報公表システム）にて公表いたします。

1 提出期限

令和8年7月31日（金）

2 電子申請システム（LoGoフォーム）

<https://logoform.jp/form/FUQz/1616525>

3 提出書類

(1) (第7号様式) 有料老人ホーム経営状況等報告書

- ・同ワードファイル内、(別紙) 運営懇談会開催状況報告書も漏れなく記入してください。その報告期間は、令和7年7月1日から令和8年6月30日までとしてください。  
※報告期間中に運営懇談会を開催していない場合は、理由を付してその旨を記載してください。

(2) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

(3) 長期資金収支計画書及び長期損益収支計画書

(4) (登録様式) 有料老人ホーム重要事項説明書

- ・新様式に変更となっております。令和8年度掲載の様式を用いて作成してください。
- ・令和8年7月1日現在の状況を記入してください。
- ・同エクセルファイル内、(別添1) 及び(別添2) についても漏れなく記入してください。(別添3) は別ファイルとなっています。

(5) (別添3) 川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表

(6) 最新の入居者募集用パンフレット、チラシ及び新聞広告等

- ※見直し、変更等を行っていない場合は添付を省略できます。

#### 4 留意点

- (1) 複数の施設を運営している法人については、法人、施設どちらで提出していただいても構いません。ただし、複数のサービス種別を運営している場合は、事業所ごとに作成が必要な各書類（重要事項説明書等）について、サービス種別ごとに分けて申請くださいますようお願いいたします。
- (2) （第7号様式）有料老人ホーム経営状況等報告書、（登録様式）有料老人ホーム重要事項説明書及び（別添3）川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表は、電子申請システム（LoGoフォーム）から様式をダウンロードして作成してください。
- (3) 有料老人ホーム重要事項説明書の内容は、最新の入居契約書や管理規程の内容や実際の運営状況を正しく反映させてください。変更届が必要な内容で、届出漏れがある場合は、別途変更届を提出してください。
- (4) 報告様式（ファイルの種類：Word等）は、PDF等に変更しないでください。

担当

高齢者事業推進課

事業者指導係 粕谷

電話番号 044-200-2910

★提出前にご確認ください。

1 (第7号様式) 有料老人ホーム経営状況等報告書

- 施設名、設置地等の記載漏れはありませんか？
- (別紙) 運営懇談会開催状況報告書は記入しましたか？

2 財務諸表

- 直近の事業年度のものとなっていますか？

3 有料老人ホーム重要事項説明書

- 作成日は、令和8年7月1日になっていますか？
- 記載漏れ、誤字脱字はありませんか？(記載漏れがある場合、右側に「未記入(赤字)」と表示されます。
- 時点更新が必要な内容**(直近の事業収支決算額、入居状況等及び職員体制等)は**更新されていますか？**
- (別添1) 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等及び(別添2) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表も入力されていますか？
- (入居一時金の設定がある施設) 返還金の算定方法は平成30年4月1日改正老人福祉法に準拠した内容となっていますか？
- 返還金の算定方法は「日割り計算」となっていますか？  
※これから返還金算定方法を変更する場合は、市への事前相談後、入居者へ説明を行い、同意を得たうえで、変更届の提出が必要となります。
- (別添3) 川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表を添付しましたか？

<よくある質問>

**開設後間もない施設についても、今回の経営状況報告書を提出したほうがよいのか。**

調査対象年度の7月1日時点で開設済みの施設を対象として依頼しており、全施設から提出していただくことになっておりますので、お手数ですがご協力をお願いいたします。

**当社では貸借対照表を作成していないが、提出しなければならないのか。**

会社によっては必ずしも貸借対照表という名称ではないのかもしれませんが、それに該当するものを作成し、提出してください。

**長期資金収支計画書及び長期損益収支計画書は提出しなければならないのか。**

見直しを行った場合以外は、提出しなくて構いません（収支状況が悪化している場合は見直した上で提出してください）。

**(別紙) 運営懇談会開催状況等報告書の「参加者数/入居者数」欄のカウント方法は。**

「参加者数/入居者数」欄については入居者と家族両方が出席しても1名、入居者は出席せず家族のみ参加しても1名（つまり1入居契約につき1名）としてください。

**昨年7月以降に利用料の変更をしていたが、川崎市に変更届をしていなかった。重要事項説明書の利用料はどのように記載すればよいか。**

今回作成していただく重要事項説明書は今年度7月1日現在の状況を記載していただくことになります。変更届を提出していない場合には、顛末書を同封の上、変更届を速やかに提出してください。また、利用料に限らず、市へ変更届が必要にもかかわらず、届出を行っていない場合には、速やかに変更届の提出を行ってください。

**重要事項説明書のセルに文字が入りきらない場合はどうすればよいか。**

厚生労働省指定の様式のため、セルの幅及び文字の大きさ等の変更ができないので、入りきらない部分につきましては別添資料（任意様式）に記入いただき、御提出いただきますようお願いいたします。

**利用者等へ説明を行う際に取り込み様式以外の様式を使用してよいか。**

利用者等への説明を行う際は、従来の様式等を使用させていただいて構いませんが、取り込み様式の項目が全て反映されているか確認をしていただきますようお願いいたします。なお、公表システムには重要事項説明書の別添資料に記入いただいた内容が反映されないため、利用者等への説明を行う際に取り込み様式以外の様式を用いる場合は、公表されている情報と異なる部分について説明をしていただきますようお願いいたします。

重要事項説明書には、(別添1) 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等、(別添2) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表及び(別添3) 川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表があるが、全て必ず添付する必要があると考えてよいか。

(別添1) 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等、(別添2) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表及び(別添3) 川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表は、全て必ず添付する必要があります。

期日までに提出できない。どうしたらよいか。

必ず期日までにご提出いただくのが原則です。もし万が一、期日までに提出できない場合は高齢者事業推進課まで「担当者、連絡先、期日までに提出できない理由、いつまでに提出できるか」を御連絡ください。